

授業 科目名	【G】	社会保障法Ⅱ	区 分	開講年次	【G】3	単位数	【G】2	
	【H】	社会保障法Ⅱ			【H】3		【H】2	
	【I】	社会保障法Ⅱ	選 択		【I】3		【I】2	
科目区分	専門科目							
授業形態	対面開講							
担当形態	単 独							
施行規則に定める科目区分又は事項等								
サブ タイトル	労働保険を学ぶ				担当者	坪 義生		
授業概要	【概要】	<p>【実務(社会保険労務士・労働基準監督署労働相談員)経験を活かした授業】 現開業社会保険労務士及び元労働基準監督署の労働相談員としての実務経験を踏まえ、必要に応じて具体的な事例を取り上げ、社会保障法の理解の一助とする。</p> <p>後半に当たる本講では、労働保険(労災保険法、雇用保険法)について学ぶ。制度の基本的な仕組みとともに、実務家(社会保険労務士)の立場から実務の一端について講じ、理解の一助としていく。</p>						
	【到達目標】	<p>1. 労災保険と労働基準法との関係を把握し、説明できるようにする。 2. 自らも当事者となる労災保険と雇用保険については給付を受けるための基本的諸手続きの流れを説明できるようにする。</p>						
履修条件	「社会保障法Ⅰ」と併せて履修すること。							
アクティブ ラーニングの 方法	【○】	事前学習型	【-】	反転授業	【-】	調査学習	【-】	フィールドワーク
	【-】	双方向アンケート	【-】	グループワーク	【-】	対話・議論型授業	【-】	ロールプレイ
	【-】	プレゼンテーション	【-】	模擬授業	【-】	PBL	【-】	その他
ディプロマ・ ポリシーとの 関連性	DP(ディプロマ・ポリシー)①	◎ (よく当てはまる)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)②	- (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)③	- (当てはまらない)						
	DP(ディプロマ・ポリシー)④	- (当てはまらない)						
他科目との 関連性	「労働法Ⅱ」を同時に履修することが望ましい。							
教科書	西村健一郎『社会保障法入門』有斐閣							
参考書	佐藤進他『社会保障判例百選』第三版 有斐閣 坪義生『社会保険・労働保険の実務 疑問解決マニュアル』三修社							
評価方法	毎回、実施する確認テストの結果を80%、授業の参加態度(確認テストの提出期限の順守、質問等)を20%として評価する。							
フィードバック 方法	確認テストの提出後、提出の確認とともに解答例を送信する。							
評価基準	上記授業単元の内容について、概略を理解した者は「C」、その背景や理由等も理解した者は「B」、さらに、主要な学説や判例を理解し、自己の見解を適切に表現できた者は「A」とする(うち特に優れたものには「S」)。単元の内容についての理解自体が不十分な者はその程度に応じて「D」または「E」、評価不能の場合は「F」とする。							

授業 科目名	【G】	社会保障法Ⅱ	区 分 選 択	開講年次	【G】3	単位数	【G】2
	【H】	社会保障法Ⅱ			【H】3		【H】2
	【I】	社会保障法Ⅱ			【I】3		【I】2
授業回数	授業内容						
1	ガイダンスと講義概要(労働法の概要、授業の進め方等) 予習: 本シラバスを熟読しておく。 復習: ガイダンスで述べた学習内容を整理しておく。						
2	労災保険法Ⅰ—労災補償の意義と沿革、日本での労災補償の展開、労災保険の適用関係、適用事業と労働者について 予習: 教科書第6章1~4を熟読しておく。 復習: 労災補償の意義、保険適用事業・労働者の要件を整理する。						
3	労災保険法Ⅱ—業務上・外の認定、職務上の疾病について 予習: 教科書第6章5、6を熟読しておく。 復習: 業務災害の認定基準、業務上の疾病の種類を整理しておく。						
4	労災保険法Ⅲ—通勤災害について 予習: 教科書第6章7を熟読しておく。 復習: 通勤災害における通勤などの用語の定義をしっかりと把握しておく。						
5	労災保険法Ⅳ—労災保険給付の概要、平均賃金と給付基礎日額について 予習: 教科書第6章8-1、8-2を熟読しておく。 復習: 労災保険給付の種類、給付基礎日額の算定方法を把握する。						
6	労災保険法Ⅴ—療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金について 予習: 教科書第6章8-3、8-4、9を熟読しておく。 復習: 療養補償給付、休業補償給付、傷病補償年金の内容を把握する。						
7	労災保険法Ⅵ—障害補償給付、介護保障給付について 予習: 教科書第6章8-5、8-6を熟読しておく。 復習: 障害補償給付の等級、障害の併合後の等級を把握する。						
8	労災保険法Ⅶ—遺族補償給付、葬祭料について 予習: 教科書第6章8-7、8-8を熟読しておく。 復習: 遺族補償給付の受給権者、受給資格者について整理しておく。						
9	労災保険法Ⅷ—社会復帰促進事業と特別支給金、損害賠償との調整について 予習: 教科書第6章10、第7章を熟読しておく。 復習: 社会復帰促進等事業、第三者行為災害の求償・控除を理解する。						
10	雇用保険法Ⅰ—失業と失業保険・雇用保険、雇用保険の成立とその後について 予習: 教科書第8章1、2を熟読しておく。 復習: 雇用保険法の制定と改正の経緯を整理しておく。						
11	雇用保険法Ⅱ—保険関係の当事者、保険事故としての失業、失業等給付の概要について 予習: 教科書第8章3~5-2を熟読しておく。 復習: 適用事業、被保険者及び保険給付の種類を整理しておく。						
12	雇用保険法Ⅲ—基本手当について 予習: 教科書第8章5を熟読しておく。 復習: 基本手当の支給要件、所定給付日数、受給手続をおさえておく。						
13	雇用保険法Ⅳ—就職促進給付について 予習: 教科書第8章6を熟読しておく。 復習: 就職促進給付における再就職手当の支給要件を整理しておく。						
14	雇用保険法Ⅴ—教育訓練給付、高年齢雇用継続給付について 予習: 教科書第8章7~8(2)を熟読しておく。 復習: 教育訓練給付、高年齢雇用継続給付の支給要件を整理しておく。						
15	雇用保険法Ⅵ—育児休業給付、介護休業給付について 予習: 教科書第8章8(3)(4)を熟読しておく。 復習: 育児休業給付、介護休業給付の支給要件を整理しておく。						
その他	期末試験は実施しない。ただし、隔週で当日の講義内容の確認テストをGoogleクラスルームで出題する。また、適宜、授業中に出欠確認をする。なお、「予習・復習」の時間配分の目安はいずれも2時間程度とする。しっかりと予習・復習をすること。						